

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

市内造園業者育成を求める

粘り強い運動実る

吹田市土木部は、3月23日、「土木部所管の道路、公園及び緑地等に係る除草・剪定業務の入札及び単価契約の改正点について」とする文書に関係事業者に発送しました。この文書は、2015年5月から2年間も続いた造園業務の大幅なダンピング問題等を2017年度から本格的に改善する方向性を示す内容が記されています。市内造園業者は「私たちの声が市役所に届いた」と歓迎しています。

昨年4月、吹田民商に市内造園業者2名から連続して相談がありました。民商では、会員の有無に係わらず市内の造園業者の皆さんから実情をお聞きして対策を協議しました。そして、①ダンピングを許さず適正価格を実現すること、②市内本店業者優先発注を実現すること、③市内小規模事業者育成を実現することの3点を基本的な要求として吹田市に改善を求めていくことを確認して運動を展開してきました。昨年の民商総会や役員会や支部の集会等でも話し合い会内世論を高めました。吹田市とは5月、7月、12月、1月に懇談を行い、市議会でも無所属議員と共産党議員がこの問題を取り上げていただきました。国や各地域の動向も調べて吹田市へ資料として提供しました。そうした取り組みを経て、昨年12月12日の土木部との懇談会では「現状はダンピング症状にあることは明らかである」との認識が、初めて表明されました。そこから事態が大きく動きま

委託業務の種類	入札方法	入札参加条件	最低制限価格の設定及び事後公表	受注回数制限の設定
除草のみ	指名競争入札	市内本店業者	無	無
除草・剪定等で 予定価格1,000万円未満	一般競争入札 (電子入札)	市内本店業者	有	有
		市内本店業者及び 市内支店業者	有	有
除草・剪定等で 予定価格1,000万円以上		市内本店業者及び 市内支店業者	有	有
公園等補修業務ほか (単価契約)	見積り合せ	市内本店業者及び 市内支店業者	有	一



今回土木部が示した改善策では①ダンピング防止策とし

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とつむぎ！

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とつむぎ！

て、「最低制限価格」制度を導入すること、②市内本店業者育成策として、除草業務と予定価格1000万円以下の除草・剪定等業務については市内本店業者の一般競争入札とすること、③市内小規模事業者育成としては、受注回数制限を設定(市内本店業者は年3回、その他の業者は年2回)して多くの業者に仕事が回る仕組みを導入するとともに、単価契約についても資本金等で区別することなく、希望する小規模事業者も見積もり合わせに参加できるようにするなど、大筋で、市内本店業者の要望に応える内容となりました。

また、契約検査室が「吹田市市内事業者及び準市内事業者の認定に関する要領」を策定しました。この要領は「市内事業者の受注機会を拡大する」ことを目的として策定されたもので、今年1月から40件〜50件の訪問による実態調査も行われました。これは、ここ数年、市外の造園業者の流入が加速し、「形だけの事務所を置いている」との指摘なども受けて実行されたもので、造園業者の皆さんの声はこの点でも前進しました。

待遇改善の成果は良い仕事

快適な住環境につながる

3月21日、この1年間の運動をまとめ、今後の方向性を協議する市内造園業者の会議を開催しました。ここでは、運動の成果を確認し、課題も明確にするとともに、今後、この制度が市内本店業者育成の観点を重視して定着するように改善の運動を継続することを確認し、役員体制を確立しました。参加者は「産業振興条例やビジョン2025があつてよかった」「揃えていただいた資料が役立つ」「この制度を定着させるために今後も勉強しながら進めたい」などの感想を寄せました。ある参加者は「吹田市から仕事をもらう以上、自覚した仕事をしていきたい」との決意を語りました。造園業者の待遇改善はそこで働く労働者や、下請け業者の待遇改善につながり、地域住民の快適な環境にもつながるものです。この運動が地域住民の皆さんに支持されるような運動になることが重要です。

労働基準法(労働時間)学習会

36協定とは、法定労働時間? 所定労働時間? の違い。ご存知ですか

4月4日(火) 昼2時
4月7日(金) 夜7時
会場はどちらも民商会館

いま話題になってきている長時間労働、政府の「働き方改革実現会議」で了承された残業時間の上限規制案が問題になっています。社会保険労務士を迎えて労働基準法に基づいた労働時間とは何か、繁忙期の従業員とのとりきめ36協定について詳しく話していただきます。